

埼玉DMAT設置運営要綱

第1 目的

この要綱は、大地震及び航空機・列車事故等の災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）から活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム「埼玉DMAT (Disaster Medical Assistance Team)」(以下「埼玉DMAT」という。)の設置並びに編成及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2 指定病院

- (1) 埼玉県知事（以下「知事」という。）は、埼玉DMATの設置並びに編成及び運営につき、協力を申し出た埼玉県の災害拠点病院を埼玉DMAT指定病院（以下、「指定病院」という。）として指定する。
- (2) 知事は、県と指定病院との間で埼玉DMATの派遣に関する協定を締結する。
- (3) 知事は、(1)の指定をしたときは、指定病院に対して別記様式第1号による指定証を交付する。
- (4) 指定病院の長は指定から5年ごとに「日本DMAT活動要領」Ⅲ2の指定更新要件の状況を様式1-2号により知事に報告する。なお、提出については、指定の有効期間が満了する2カ月前までに行うものとする。
- (5) 知事は(4)の報告が適正と認められる場合は指定を更新する。

第3 編成

- (1) 埼玉DMATは、指定病院の職員をもって編成する。
- (2) 埼玉DMATは、1チーム医師1名、看護師2名及び業務調整員1名等の隊員で構成することを基準とする。
- (3) 埼玉DMATが活動する際には、各チームにリーダーを置く。
- (4) リーダーはチームの医療活動を統括する。

第4 隊員登録

- (1) 知事は、指定病院の長から隊員候補として推薦を受けた者に対して、厚生労働省等が実施する「日本DMAT隊員養成研修」及び別に定める知事が指定する研修を受講させる。
- (2) 知事は、必要な研修を修了した者を別記様式第2-1号により埼玉DMAT隊員として登録する。
- (3) 知事は、埼玉DMAT隊員に対し、別記様式第3号に定める登録証を交付する。
- (4) 埼玉DMAT隊員は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、指定病院の長を経て別記様式第4号により、知事に対して変更申請を行う。
- (5) 登録証の有効期限は、日本DMAT登録の資格有効期間の末日までとし、日本DMAT登録の資格有効期間が延長されたときは、登録証の有効期限も延長されるものとする。

第5 准隊員

- (1) 指定病院の長は、次のアからウのいずれかに該当する者を准隊員候補として知事に推薦することができる。ただし、埼玉DMAT隊員として登録されている者を除く。
 - ア 厚生労働省等が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を修了し、DMATとして厚生労働省に登録された者
 - イ 県が実施する、厚生労働省が認定した「埼玉DMAT養成研修（2日間）」を修了した者

- ウ 他の都道府県が主催する、厚生労働省が認定した「DMAT養成研修」及び埼玉DMAT養成研修（0.5日間）を修了した者
- (2) 知事は、(1)で推薦を受けた准隊員候補について、平時からの救急事案への対応実績等を考慮し、別記様式第2-2号により准隊員として登録を行う。
 - (3) 准隊員は、原則として県内における医療活動に従事する。

第6 派遣基準

埼玉DMATの派遣基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害又は事故により、2名以上の死者を含む30名以上の傷病者が発生すると見込まれる場合
- (2) 埼玉DMATを派遣し対応することが効果的であると認められる場合

第7 派遣

- (1) 知事は、派遣基準に照らし、埼玉DMATの派遣が必要と認められるときは、指定病院の長に対して埼玉DMATの派遣を要請する。
- (2) 指定病院の長は、知事から派遣要請を受けたときは、埼玉DMATを派遣する。
- (3) 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に埼玉DMATを派遣した場合は、速やかに知事に別記様式第5号により報告し、その承認を得るものとする。
- (4) 県内の消防本部（局）の長は、被災者の生命、身体等に重大な影響を及ぼすと判断される場合には直接、指定病院の長に対して埼玉DMATの派遣を要請することができる。この場合、消防本部（局）の長は、速やかに知事に別記様式第6号により報告し、その承認を得るものとする。
- (5) (3)及び(4)の規定により知事が承認した埼玉DMATの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。
- (6) 派遣による活動を終えた埼玉DMATは、指定病院の長を通じて、別記様式第7号により活動記録を知事に報告する。

第8 活動内容

埼玉DMATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) DMAT調整本部及び活動拠点本部等における本部活動
- (2) 被災地域における医療支援及び患者搬送
- (3) 災害現場におけるトリアージ並びに緊急治療等
- (4) 航空搬送拠点臨時医療施設等での医療支援
- (5) その他「日本DMAT活動要領」に定める活動

第9 装備機材

県は、指定病院に対し、埼玉DMATの活動に必要な携行用資器材、ユニフォーム等の装備品に係る整備について支援する。

第10 補償

埼玉DMATの医療活動に伴う事故に対応するため、県は、埼玉DMAT隊員の傷害保険等に加入する。

第11 協議

この要綱に定めのない事項、又はこの要綱に関し疑義が生じた事項については、知事と指定病院の長が協議の上、決定する。

第12 日本赤十字社埼玉県支部との協働

- (1) 日本赤十字社埼玉県支部が設置する病院の救護班は、本要綱における埼玉DMATと協働して活動するものとする。
- (2) 前項の規定による協働の内容は、知事と日本赤十字社埼玉県支部が協議の上、決定するものとする。

附則

この要綱は平成18年6月12日から施行し、平成18年7月10日から適用する。

附則

一部改正

この要綱は平成19年10月11日から適用する。

附則

一部改正

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月31日までに埼玉DMAT指定病院の指定を受けている病院にあっては、平成30年3月末日をもって有効期間を満了するものとみなし報告を行うこととし、平成25年4月1日以降に埼玉DMAT指定病院の指定を受けた病院にあっては、指定日を起点日として5年ごとに報告を行うこととする。

附則

一部改正

この要綱は平成28年5月20日から適用する。

附則

一部改正

この要綱は令和2年1月10日から適用する。

附則

一部改正

この要綱は令和6年12月23日から適用する。